

令和5年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があつたら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

A電力会社の子会社であるB社は、W県Z町において風力発電事業を計画していた。しかし、Z町のa地区には、風力発電事業により健康被害や自然災害等の弊害が生ずるのではないか、との懸念を強く持つ住民が一定数存在しており、a地区自治会では、風力発電による健康被害や自然環境への影響等を自主的に学ぶ会が開催されたり、Z町やB社に対し、風力発電事業計画について慎重に検討するよう要望書を提出するなど、風力発電事業に関する運動（以下「本件運動」という。）が行われていた。X1はa地区自治会長として、本件運動を主導する者であり、X2は、a地区の住民でかねてより環境保護活動を行っており、X1の主導する本件運動に関わっている者である（以下両名を「Xら」という。）。Xらは、本件運動について、自身のアカウントによるSNS上で発信等していた。もっとも、現時点では、本件運動はa地区の一部住民が取り組んでいるにとどまっている。

本件運動を知ったB社員は、風力発電事業計画が妨害されることを恐れ、W県警に相談したところ、W県警も本件運動について把握しており、本件運動の今後の展望のほか、Xらについて、その氏名・住所、年齢、両名が過去に関与した市民運動に関連する情報、そしてXらの健康状態等について、B社員に情報提供を行った。相談の席上で、W県警の担当者は、この情報提供の目的は、本件運動がやがてZ町全体で風力発電事業計画反対運動に発展し、Z町の公共の安全と秩序の維持が脅かされることを未然に防止することを目的とするものであると説明した。また、これらの情報の収集については、XらのSNSで発信された本件運動に関する情報等に加え、W県警独自の調査で収集したものであり、これらの情報の収集と情報提供の根拠は警察法第2条第1項に基づくものであると説明された。このような情報提供は複数回B社に対して行われた（これら一連の情報提供を、以下「本件情報提供」という。）。

W県の地方新聞Vは、本件情報提供が行われているとの匿名の通報を受け、独自に取材を進めたところ、本件情報提供が裏付けられたため、本件情報提供について、情報収集の目的・方法や根拠等を含め、V紙上で報じた。これを知ったXらは、W県警に対し、法的措置を考えている。

以上の事案に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、個人情報保護制度等は前提にしなくてよい。

民法（配点 100 点）

次の文章を読んで、以下の問題に答えなさい。（100 点）

問題 1（配点 40 点）

B は、A の代理人であるとして、C との間で A の所有する土地（以下「甲」という。）を 3000 万円で売却する旨の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。

しかし、A は、B に対して、本件売買契約を締結するための代理権を与えたことはなかった。

本件売買契約の効果は、原則として A、B のいずれにも帰属しないと解されるが、(1) A について帰属しない理由、(2) B について帰属しない理由をそれぞれ述べなさい。

問題 2（配点 30 点）

（問題 1 の事例から続く）その後、A は、本件売買契約が締結されたことを知った。

A は、本件売買契約の内容を検討してみたところ、問題のある内容ではなさそうであったが、勝手にされた契約であるし、どうしようかと思案している。

(1) A は、本件売買契約について、どのようなことができるか。また、(2) C のほうからはどのようなことができるか。

問題 3（配点 30 点）

D と E は、D が父、E が子関係であり、E のほかに子はなく、D の妻（E の母）は既に亡くなっている。

D は、令和 3 年 5 月 2 日に持病によって入院し、それ以後闘病中で外出をすることはできず、判断能力もない状態となった。

E は、D の所有する土地（以下「乙」という。）を売り払って、E が経営する会社の運転資金にしようとして、前から乙を欲しがっていた F に計画を伝えたところ、F は E に賛同した。F は、DE の共通の知人であり、D の状態についてよく知っていた。

Eは、Dに無断でDの代理人として、Fとの間で乙を3000万円で売買する旨の売買契約を令和3年10月1日に締結し、その日に乙をFに引渡し、Fへの所有権移転登記手続を完了した。

令和4年4月27日にDは容態が急変して死亡した。

Eは、Fに対して、乙土地の所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができるか。

刑法（配点 100 点）

X は、手の平で患者の患部をたたいてエネルギーを患者に通すことにより自己治癒力を高めるという独自の「治療」を施す特別の能力を持つなどとして信奉者を集めていた。

A（75 歳）は、X の信奉者であったが、脳内出血で倒れて病院に入院し、意識障害のため痰の除去や水分の点滴等を要する状態にあり、生命に危険はないものの、数週間の治療を要し、回復後も後遺症が見込まれた。A の息子 Y は、やはり X の信奉者であったが、後遺症を残さずに回復できることを期待して、A に対する「治療」を X に依頼した。X は、脳内出血等の重篤な患者につき「治療」を施したことはなかったが、Y の依頼を受け、滞在中のホテルで同治療を行うとして、A を退院させることはしばらく無理であるとする主治医の警告や、その許可を得てから A を X の下に運ぼうとする Y ら家族の意図を知りながら、「点滴治療は危険である。明日中に A を連れてくるように。」などと Y に指示して、なお点滴等の医療措置が必要な状態にある A を入院中の病院から運び出させ、その生命に具体的な危険を生じさせた。

X は、前記ホテルまで運び込まれた A に対する「治療」を Y らからゆだねられ、A の容態を見て、そのままでは死亡する危険があることを認識したが、上記の指示の誤りが露呈することを避ける必要などから、「治療」を A に施すにとどまり、A が死亡するかもしれないが、それでも構わないと思いつつ、痰の除去や水分の点滴等 A の生命維持のために必要な医療措置を受けさせないまま A を約 1 日の間放置した。A は、痰による気道閉塞に基づく窒息により死亡した。

X・Y の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

[このページは空白です。]